

第 10 回大阪市公文書管理委員会

平成 29 年 1 月 31 日（火曜日）

【澤井委員長】 本日は、委員の皆様、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、澤村委員が欠席されておられますが、大阪市公文書管理委員会規則第 5 条第 2 項の規程により、委員の半数以上がご出席されておりますので、ただ今から第 10 回大阪市公文書管理委員会を開催します。

議事に入る前に、事務局から本日の案件と配布資料について説明をお願いします。

【岸本行政部長】 総務局行政部長の岸本でございます。

本日は、昨日とうって変わって寒い中ご出席賜りましてありがとうございます。
また、平素より本市行政の推進に何かとご高配賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、着席してご説明させていただきます。

本日の公文書管理委員会におきましては、通例のような諮問事項というのは特にございませんでして、この間の委員会においてご議論賜ってまいりました特定歴史公文書等の廃棄の可否に関する検討結果のご報告に加えまして、特定歴史公文書等のデジタル化の取り組みについても、ご報告をさせていただきたいと考えております。

また、国のデジタルアーカイブの動き等を踏まえまして、本市公文書館におきまして、本来目的を達成するために、館が推進すべき特定歴史公文書等の整備・保存と、デジタルアーカイブに関する方向性と枠組みを示すもといまして「大阪市公文書館特定歴史公文書等の整備・保存に関する方針及びデジタルアーカイブの推進について」という本市独自のいわゆる方針書のようなものを、新たに策定したいと考えております。

この点につきましても、委員の皆様のご意見を頂戴できればと考えております。

本日、私ども事務局からご報告させていただく案件は以上 3 件でございますけれども、それ以外の事項も含めまして忌憚のないご意見を頂戴したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【高畑行政課長代理】 行政課長代理の高畑でございます。

本日は、只今部長より説明させていただきました案件につきましてご審議いただきたいと考えております。よろしくお願いいいたします。

それでは配布資料についてご確認させていただきます。

1 点目が議事次第、次に、出席者名簿でございます。

資料の 1 としまして、特定歴史公文書等の廃棄候補の検討結果について

資料の 2 としまして、特定歴史公文書等のデジタル化の取組について

資料の 3 ですけれども、大阪市公文書館特定歴史公文書等の整備・保存に関する方針及びデジタルアーカイブの推進について（案）とかかれたものでございます。

審議における参考資料として、大阪市公文書管理条例第 28 条にかかる運用ルールもつけさせていただいております。

以上でございます。配布資料に不備はございませんでしょうか。

【澤井委員長】 ありがとうございます。

それでは、議事を進めてまいります。

まずは「特定歴史公文書等の廃棄候補の検討結果について」事務局から報告をお願いします。

【高畑行政課長代理】 それでは、まず、議題の 1、「特定歴史公文書等の廃棄候補の検討結果について」一枚ものの資料 1 をご覧ください。

特定歴史公文書等の廃棄につきましては、大阪市公文書管理条例第 28 条第 1 項の規定に基づきまして、参考資料でお配りしております「大阪市公文書管理条例第 28 条にかかる運用ルール」により、公文書館の調査員により抽出された簿冊をこれまでの委員会にもお諮りしまして、ご議論をいただいているところでございます。

今回については、お手元資料に記載がありますように、「調査・統計関係資料」が全部で 285 冊、「市会の会議録関係資料」が全部で 1,312 冊、さらに「新聞スクラップ」が 102 冊、合計 1,699 冊を、今回の委員会におきまして、廃棄の可否のご議論を頂戴すべく準備を進めてまいりました。

まず、「調査・統計関係資料」の 285 冊についてでございますけれども、参考資料の運用ルールに基づき、2 - (1) - ウ - (イ) に該当するかどうか、具体的には、市民、民間企業からの申請書等、または給付金等の台帳等で、内容が公報や統計書等により公になっている文書に該当しないかといった観点で検討してまいりました。

これらは「統計書」等により公になっている文書であるため、廃棄が可能ではないかとの観点で、検討を行ってきたところでございますが、これらの簿冊は、公文書館に収蔵されている簿冊で、平成 25 年度に実施した歴史公文書の判定において歴史公文書に指定された経過がございます。

加えて、これらの簿冊が、公となっている「統計書」等を作成するにあたって、その調査結果が、実際にどの統計書の資料に反映されたものであるか、この点まで突き合わせ、確認といった作業をした上での、廃棄の可否を考えるべきところですが、これには相当な時間と労力が必要でございます。

こうした点を踏まえまして、歴史公文書に指定されて以降、まだ 3 年しか経過してございませんが、現時点で文書が歴史的に重要ではなくなったとまでは言い難いとの事務局の判断もあり、引き続き特定歴史公文書として保存することとさせていただいたところでございます。

次に、「市会の会議録関係資料」の 1,312 冊についてでございますが、参考資料の運用ルールに基づき、2 - (1) - イ に該当するのではないかと、具体的には他の特定歴史公文書の内容と重複する文書に該当しないかといった観点で、検討してまいりました。

特に、これら 1,312 冊の市会会議録の廃棄の可否につきましては、前回の委員会の際にも、次回の会議でご議論いただきたい旨、お伝えさせていただいておったところです。

市会の会議録の原本と写しが存在する中で、原本の全くの写し、コピーとも見てとれる簿冊標題になってはございますが、実際には、その差は、異なっておりまして、原本には会議にあった発言のすべてと資料等が編綴されており、一方、会議録の写しというのは、その後の訂正があった場合など、例えば発言内容が不正確であった場合や、修正があった場合に、その修正内容が認められれば、修正後の内容が記載されているものも存在し、必ずしも会議録の原本と写しとでは内容が一致しているものではないということでございます。

この点は、市会事務局の方にも確認がさせていただいておりまして、これら会議録の写しが運用ルールの 2 - (1) - イ、他の特定歴史公文書等の内容と重複する文書とまでは言い難いものであると判断しまして、こちらにつきましても引き続きと特定歴史公文書として保存する方向で考えているところでございます。

そして 3 点目ですが、「新聞スクラップ」の 102 冊についてでございます。

参考資料の運用ルールに基づき、2 - (1) - ウ - (ア) に該当するのではないか、具体的には業務上の必要性から長期保存されている文書に該当するのではないか、といった観点で、検討してまいりました。

これらは、新聞各社の記事がスクラップされている簿冊であり、平成 26 年度以降、公文書として保存する必要性がないことから当該簿冊は廃止されまして、廃棄の可否について検討を行ったものでございます。

スクラップ集自体は、本来は 1 年未満の短い保存期間のもので、どのような意図により公文書館で収集され、また、その後、永年保存となっているかの原因は不明でございますが、当該簿冊は市会史の作成や記事の回覧のために作成されたものであり、永年保存や有期保存であっても、歴史公文書に指定され、そのまま公文書館に引き継がれたものと考えられます。

当該スクラップ集は、市会に係る当時の資料が多方面から集められており、また唯一の資料でもございます。市会に関する歴史が綴られたものでもあり、貴重な資料と考えられますことから、引き続き特定歴史公文書として保存することが妥当だと考えております。

以上、特定歴史公文書の廃棄候補として検討を行った 1,699 冊につきましては、ただいま、ご説明申し上げた理由により、いずれも引き続き特定歴史公文書として保存することが望ましいと考え、廃棄せずに引き続き保存することとしたものでございます。

議題 1 に関しましてのご説明は、以上でございます。

【澤井委員長】 ありがとうございます。

ただいまの「特定歴史公文書等の廃棄候補の検討結果について」ですが、資料も大きく 3 つに分かれていて、結論は、廃棄しないで引き続き保存するということですが、これに関しましてご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

【澤井委員長】 いまのご説明は、三つの資料群ですけれども、例えば調査統計関係資料を見ていただくと、有名な大きな調査、工業統計、国調、商業統計、事業所統計、就業構造基本調査、国を代表する大きな統計調査ですが、これらは、集まってきてですね、最終結果が公表されているわけですが、その途中のものでですね。それを保存しようということなんですね。

それから、市会の会議録については、これも、まったく同じものだと必要ないのかもしれませんが、全く同じものと言い切れないと。

後で訂正などがあった場合に書き込まれているので、場合によってはこの微妙なずれが重要になることもある、そういう趣旨かなと思います。

新聞スクラップ切り抜きというのは、いろんな使い方ができますので貴重な資料かなと思いますがいかがでしょうか。

【上田委員】 すいません。確認のために、2番なんですけど原本と写しの違いということで、これはよく理解できるんですが、原本は市会の事務局に保存されて、写しが公文書館にあるということなんでしょうか。

【高畑行政課長代理】 いずれも、保存期間が満了したら公文書館に引き継がれます。

【上田委員】 そうなんですね。では、両方、原本と写しが公文書館にあるということなんでしょうか。

【遠藤公文書館長】 どちらかと言いますと、原本はすべてこちらへ来ておりまして、市会図書館があるんですが、そちらには写しがありまして、それが、閲覧に供されています。

【上田委員】 ここで問題になっているのは、原本ということですか。

【遠藤公文書館長】 公文書館にも写しがあるということになります。

【上田委員】 公文書館には両方含まれているということなんですね。

【遠藤公文書館長】 はい

【上田委員】 わかりました。

【澤井委員長】 他にはよろしいでしょうか。

【金井委員】 3番の新聞スクラップですが、年代的には何年くらいのスクラップになんでしょうか。わからなければいいです。

【遠藤公文書館長】 昭和40年代までのものはなく、昭和51年度から昭和55年度、昭和61年度から平成元年度のものがあります。おそらく、市会史などを作成するために編集されたものだと思います。

【金井委員】 その前後というか、その後は編集されなくなったのでしょうか。

【遠藤公文書館長】 最近はありません。

【金井委員】 では、一時代のものだけがあるということですか。

【遠藤公文書館長】 はい。

【澤井委員長】 現在、主要全国紙については、デジタル情報で公開されていますよね。キーワード検索もできて。

場合によっては、100年間くらいは検索できているのですが、キーワード検索というのと、現物の切り抜きをみるのと、大きく意味が違いますね。

【金井委員】 それとおそらく趣旨としては、切り抜いたあと、スクラップという編集をしていますので、当時、どういう意図があったのかなということも、おそらく大事なんでしょうね。

【澤井委員長】 他にはよろしいでしょうか。

【安竹委員】 よろしいでしょうか。

カテゴリーで言いますと2番と3番なんですけど、これは公開の場合、市民の方がご覧になりたいということになった時には、両方ともお見せすることになっているわけですよ。

【遠藤公文書館長】 はい。一応簿冊ですので、利用請求制度ということで請求いただきまして、一定の審査期間をいただいた上で利用していただくということになります。

【安竹委員】 たとえば、2番ですと写しというのと原本というのは別に目録化されていると。

【遠藤公文書館長】 簿冊名称に写しと書いてあるのもあります。

【安竹委員】 そうすると書いてないものは、原本だという見当をつけていると。

【今中次席調査員】 そうですね。利用者に目録を見ていただいて請求してもらうということになっています。

レファレンスの機会があれば、その辺りは一緒に検討することができるのですが、「これ」という利用請求があれば、我々は、その簿冊を特定することになります。

【遠藤公文書館長】 目録上では市会の会議録、市会の会議録写しという簿冊名称になっておりまして、原本と写しがあるようなものについては、同じ編集年度のものはいくつか存在するという状態です。

【安竹委員】 意味が違っていているということなんですね。

【遠藤公文書館長】 はい

【安竹委員】 そこまではあえて情報提供はせずに、請求があったものを出すと。

【遠藤公文書館長】 はい。われわれとしても、どれが写しでどれが原本でという状況になっているかがわかりませんので、体系的に整理ができればいいのですが、なんせ千冊以上のもので、やろうと考えているんですが今の体制では、中々手が届いていない状態です。

【安竹委員】 項目3番ですが、請求があれば原本をお見せするというこのなんですよ。

【遠藤公文書館長】 はい。

【安竹委員】 新聞は、結構年が経っていくと壊れやすくなっていくので、活字なんかも薄くなっていくだろうというふうに推測されるわけなんですね。

もちろん、原本を利用するなということでは当然ないのですが、例えば、話が先走って恐縮ですが、これをデジタル化して利用に供するとかあっていいのかなと思います。

【澤井委員長】 貴重なご意見ありがとうございます。

あの、ご存知の方も多んじゃないかと思いますが、神戸大学の図書館で新聞の切り抜

き文庫と称して、デジタル化されているんですね。

明治 40 年くらいからですね、昭和の高度経済成長期まで主要な経済紙を、これ、時期によって違いますけれども、何十紙を毎日切り抜く人がいたんですね。数名の担当者がいて、切り抜き台帳が何百ではきかないと思うんですがあるんですね。

さきほどのお話とかかわるんですが、震災の時にそれがだいぶ傷んだんですね。それがきっかけで、今はほぼ、全部ではないと思いますがデジタル化が進んでいるんですね。無料で公開されているんです。あれは、大変な文化財だと思います。こういった新聞スクラップはそれに匹敵する資料群だと思うんですね。

【安竹委員】 横にテキストまでついているんですね。

【金井委員】 検索できるんですね。

【澤井委員長】 そうしますと議題の一番目のところは、基本的に保存ということによるのでしょうか。

【澤井委員長】 次に、「特定歴史公文書等のデジタル化の取組について」、事務局から報告をお願いします。

【高畑行政課長代理】 続きまして、議題の 2、「特定歴史公文書等のデジタル化の取り組み」につきまして、ご報告させていただきます。

お手元の資料、「特定歴史公文書（映画・フィルム）リスト」をご覧くださいと思います。

公文書館に収蔵しております映画フィルムでございますが、これまでに引き継がれたフィルムは、いずれも強い酢酸臭を放つなどの経年劣化が著しく、フィルムの状態としては決して良い状態ではございません。

そうした状況を踏まえまして、委員の皆様にも前報告させていただきましたとおり、この間、昨年度、平成 27 年度には 3 タイトル、3 本の映画フィルムについてデジタル化の取り組みを行ってきたところでございます。

今年度につきましても、公文書館に収蔵されている残りの 5 タイトル、16 本の映画フィルムについて、デジタル化の取り組みを推進するものでございまして、昨年度実施分を含め、合計で 8 タイトル、19 本の映画フィルムのデジタル化を行うものでございます。

リストの資料右端の欄、デジタル化の欄を見ていただきますと、斜線の表記をしておりますが、これらにつきましては、公文書館に引き継がれる際に、DVD など、デジタル化のうえ引き継がれたものでございまして、これらについては特にデジタル化の必要性はございません。

いずれにしましても、今年度、公文書館収蔵の映画フィルムについては、記録内容の不明であった映画フィルムのデジタル化を終了し、今後、新たな映画フィルムが館に引き継がれる際には、DVD 等にデジタル化したうえで映画フィルムと一緒に引き継ぎを行うことを各部署に徹底してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。議題の 2 に関するご報告は以上でございます。

【澤井委員長】 ただいまの「特定歴史公文書等のデジタル化の取組について」、ご意見、ご質問はございますか。

【小西委員】 このデジタル化実施中というもの、あるいはデジタル化実施済というのがあると思いますが、これはDVDを作成するというのでしょうか。

あるいは、データ自体をどこかでサーバー等に保存しているというのでしょうか。

【事務局】 すいません。DVD正副2本と、CD-R正副2本と、テープ媒体のDVCAで正副2本作成しています。

【玉田委員】 質問なんですけど、以前にもこういうリストは見せていただいたのですが、資料は交通局のものばかりですが、これは特に何か理由があるのでしょうか。

【遠藤公文書館長】 こちらへ引き継がれているものが交通局のものばかりということなんです。

他にも大阪市の公報の関係等もあるのかもしれませんが、そういうのは、こちらには特に来ていないです。

【高畑行政課長代理】 こちらに引き継がれているフィルムのすべてが資料に記載されています。

【安竹委員】 よろしいですか。公文書館の業務かどうかはわからないのですが、さきほどのご質問に関連して、もし他の部局に同様のようなものがあれば、同じように劣化が進んでいる可能性があるわけですね。

例えば、広報というお話しがありましたけれども、広報の担当に「ありませんか？」というふうな投げかけをし、ただデジタル化の費用をどこが出すか等はよくわかりませんが、少なくとも所在の調査をし、所在をつかんでおくとか、あるいはその中で、とりわけ危険度の高そうなものをデジタル化していくなど、そういう、こちらから積極的にというのは、今のところお考えはありませんか。

【遠藤公文書館長】 誤解があるかもしれませんが、おそらく簿冊としてあるようなものであれば、当然引き継がれてくるというものになるんですけども、たぶんそういう位置づけになっていないのかもしれませんが。

広報の関係でしたら、刊行物のようなものになってきているものがあります。

元々がどういう作り方になっているのかまで把握もしていないのですが、文書管理システムの中にはないのかなど。交通局にはまだ劣化が進んでいるものもあるとは聞いており、文書グループに連絡しているとの状況を聞いています。

【金井委員】 いくつかDVDにしているが、DVDの利用状況はどうでしょうか。

【遠藤公文書館長】 まだ作成したところなので、利用された実績はないのですが。これまで、フィルムの状態のものを1～2件利用したいという申し出はありました。

その当時は、フィルムの状態でしたので、お隣の中央図書館から機材を借りて利用していただいたことがあります。

利用という点では、非常に便利になると思います。

【金井委員】 せっかくDVDを作成するので、市民のみなさんに見てもらえるように広報というか、こういったものがありますよというような。

そこまでが公文書館の役割かどうかはわかりませんが、市民の財産であるとの意味からも、多く利用していただけるように工夫をしていただけたらなと考えています。

【高畑行政課長代理】 補足ですが、昨年の11月の秋の展示の際には、DVDを放映しておりました。

【澤井委員長】 では、特定歴史公文書等のデジタル化の取組については報告事項ということで、よろしいでしょうか

【澤井委員長】 次に、「大阪市公文書館特定歴史公文書等の整備・保存に関する方針及びデジタルアーカイブの推進について(案)」ということですが、事務局から報告をお願いします。

【高畑行政課長代理】 続きまして、議題の3、「大阪市公文書館特定歴史公文書等の整備・保存に関する方針及びデジタルアーカイブの推進について」、お手元の資料をご覧くださいと思います。

この場でのご説明は、方針書とさせていただきますが、本市公文書館におけます特定歴史公文書等の整備・保存、さらにはデジタルアーカイブを推進する取り組みを行うにあたりまして、館の職員が共有すべき内容や、位置づけなどについて作成、整備したものでございます。

この方針書の作成にあたっての経過を簡単に申し上げますと、まず、国の動きとしまして、国立公文書館においては、平成21年度に「独立行政法人国立公文書館デジタルアーカイブ推進要綱」が策定され、国立公文書館が推進すべきデジタルアーカイブに関する方向性と枠組みが示されたところでございます。

翌22年度には歴史公文書等保存方法検討有識者会議が、「歴史公文書等保存方法検討報告書」を取りまとめられ、国内外の調査を行い、歴史公文書等の保存を目的とする代替物(マイクロフィルムなど)のあり方や、将来の方向性について、会議の調査検討の成果及び結論を取りまとめておられます。

また、平成24年度には、「全国の公文書館等におけるデジタルアーカイブ・システム標準仕様書」が改訂され、全国の公文書館に対しまして、仕様書に係る意見照会があり、私ども本市公文書館に対しましても、「デジタルアーカイブで提供する新たな機能・サービス等に関するアンケート」調査があったところでございます。

さらに、総務省においては平成24年度に、「デジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドライン」が示され、博物館・美術館・図書館・文書館などの知の記録組織で、その業務の従事者向けに、各組織の実情にあったデジタルアーカイブ構築の方法を考えるうえで参考となることを目的として策定されたものでございます。

こうした、国の動きなどを踏まえまして、本市におきましてもその一環としまして、先程、議題の2でも触れさせていただきましたように、昨年度から映画フィルムのデジタル

化の取り組みを進めており、とりわけ今年度中には紙文書のデジタル化に必要なカメラなどの、専用機材につきましても購入予定でございます。こうした取り組みを進めていくにあたって、今年度「大阪市公文書館特定歴史公文書等の整備・保存に関する方針及びデジタルアーカイブの推進について」のいわゆる方針を整備・策定することで、今後、この方針書に基づいて、事務を行っていく基本となるものでございます。

なお、本方針書はデジタルアーカイブに限定することなく、公文書館における特定歴史公文書等の整備・保存に関する内容についても明記、定めさせていただいております。

これは、これまで公文書館においては、館に引き継がれた特定歴史公文書等に関して、整備・保存に関する具体的な手法を示したものはございませんでした。

これまで、公文書館に勤務された調査員が、歴代、ご自身の実績や経験などを基に、後継の方に引き継がれ、事務を行ってきていただいているわけですが、今後は、デジタルアーカイブの推進の取り組みに併せて、この機会に館全体の特定歴史公文書を永久に保存するための方向性を整備し、安定した公文書館の運営、事務を継続するためのものでございます。

いずれにしましても、本方針書に掲げております方針につきましては、公文書館の目的を達成するために、今後、館が推進すべき特定歴史公文書等の整備・保存に加え、デジタルアーカイブに関する方向性と枠組みを示すというものでございますので、委員の先生方にもご理解を戴けたらと思っております。

以上が、議題の3に関するご報告でございます。

よろしく願いいたします。

【澤井委員長】 ただいまの「大阪市公文書館特定歴史公文書等の整備・保存に関する方針及びデジタルアーカイブの推進について（案）」、ご意見、ご質問はございますか。

【小西委員】 事務局からのご説明にもありましたが、デジタルアーカイブを推進するというのは、総務省なり国のひとつの大きな流れなんですけれども、大阪市としてもということだと思いますと、図書館、博物館、美術館等のMLA連携というか、視野に入れて進めていくこととなるかと思うんですが、大阪市として、これは公文書だけのデジタルアーカイブの方針ということで、図書館やミュージアムなどは連携の視野には入っていないんでしょうか。

【高畑行政課長代理】 まだ、そこまでは視野に入っていません。まずは、紙の公文書をデジタル化の取り組みが第一歩かなと考えております。

【小西委員】 それと、先ほどDVDのお話をお伺いしたのは、方針案の最後の方でデジタル化した資料の保存と利用ということで、利用の促進、利便性の向上というところが、もともと総務省が言っているのも、デジタル化すると利用がしやすくなるということなので、これまで保存が中心だったのが利用の方向でだれでもが自由に、家庭からでも見れるようにと、そういうような利便性の向上を目指すということがあると思うんですね。

せっかくデジタル化をするということで、DVDに焼いて正副持っていても、なかなか

それだけでは、例えばネット上から現物を見ることが出来ないというところからいうと、何等かのデータベースといいますか、ある程度集積して、メタデータなりをつけて、自由に検索できるようにするなど、そういう方向を目指すことになるんじゃないかと思うんですが。まだ、着手されたところだと思うんですが、そのあたりの展望などはどうお考えですか。

【澤井委員長】 大変貴重なご意見だと思うんですが、事務局いかがですか

【遠藤公文書館長】 デジタル化については、ご意見のとおり、いつでもどこでも誰でもすぐに見れるというのが目標だと思いますが、デジタル化となりますと課題もありまして、かといって目指すべき方向はあるとは思いますが、緒についたといいますか一歩も踏み出せておらず、前を向いたところといった感じです。ご意見のとおり、目指すべきところに近づけていければという思いで考え方をまとめ、方向性を出していこうと今回方針書を出したところでございます。

【澤井委員長】 今のご指摘のとおり、非常に大事なことと思うのですが、国の方もデジタル関係はずいぶん変化の途中だと思います。

例えば国会図書館の近代デジタルライブラリーが今公開されているんですが、調べてこなかったのですが、見られる冊数は10万冊は超えていると思いますが、家からアクセスできるんですね。

ただすべてかということそうじゃないんですね。家から見られるもの、例えば中之島図書館に来て中之島図書館の端末から見られるもの、それから奈良と東京の国会図書館に行かないと見られないものなど、3段階の仕組みになっているんですね。

それは図書館の一つのあり方として、国が実践されておりますし、公文書館は研究者にとっては非常に重要なところなんです、アジア歴史資料センター、通称アジ歴といわれているものがあります。

ここは、外務省外交史料館、国立公文書館、防衛省の図書館、この3館の資料がデジタル化され公開されており、これは世界中からアクセスできるわけです。

そういう状況の中で、各地域にある図書館、文書館どう対応していくかという状態にあり、大変な過渡期に我々いるなと思います。

ぜひ、こういうデジタル資料は、保存と一層の利用拡大をお願いしたいなと思います。いずれも館にとっては宿題だと思うんですが、そういう思いでいます。

【澤井委員長】 いかがでしょうか

【小西委員】 関連ですが、図書館では少し早くからデジタル化の取り組みを実施しています。

さきほどもおっしゃった国会図書館なりも蔵書をかなりデジタル化しており、さきほどの図書館に行かないと見られないというのは、著作権利権団体との調整の中でそういう決着になって、かなり、国会図書館では、国家予算をつけて蔵書をデジタル化しようということで計画的に進めている。

それで手続きしたものについても、詳細な検索もできるようにしようということで、ある程度の著作権者の了承を得られないものについては、図書館からだったら閲覧できるということとなっています。

一步でも国民の利便性を高めるという方向に進んでいますね。

例えば大阪市の図書館でも、国会図書館に納本された一般の出版物については、国会図書館でデジタルにされているんですが、郷土資料や地域行政資料は、地域の図書館が持っているということで、そこもデジタル化はそれぞれの地域でやっています。

大阪市の図書館も独自に、かなり前からやっているんですね。

そのあたりでいくと、公文書館もこれからデジタル化の流れになっていくと、おそらく内容的に少し重なる部分もいずれ出てくると思うんです。

そうすると、デジタル化の方針をこれから定めて進めていかれる時に、そういうところとの調整、さきほどの博物館、美術館とも若干重複する部分があるかと思います。それと作成されたデータの整合性といいますか閲覧等は、ある程度、横断的に見れるような仕組みというのをやっぱり最初に調整が必要ではないかなという風に考えています。

そのあたりは、世界的に図書館の世界で、ダブリンコアやメタデータの検討も進んでいるので、おそらくそういった話も出てくるのではないかなと思うので、ぜひ、そういった調整も含めて大阪市トータルとして、地域行政資料、特定歴史公文書も含めてデジタル化が進んでいくといいかなと思っています。

【澤井委員長】 他には、いかがでしょうか。

【上田委員】 複製物の作成というところで、何度かクローズアップされていると思いますが、方針の中では、修復というのとそもそも前提になるとは思うんですが、第1の記録なり索引なりの作成も含まれているわけですね。

2つ質問がありまして、ひとつは、3ページの下のところ、中期的な計画を作るということで、これはさきほどのデジタル化との関係の中で大事になってくるんだなと思っています。修復のところ、書きぶりだと複製物の作成が優先して、修復は優先度的には落ちるといって書き方をしていて、これはどういう趣旨なのかというのがひとつでして、計画を作っていくって大事なんです。前の案件で質問があったんですが、1ページ目の第1の作品を作ったりということは、まだ不十分はところもあるわけですね、それはデジタル化していくうえでの大前提の趣旨というかになるとは思うんですが、ここはなんというか整備というか作成というか事についての計画というのは作られないのかというところが2つめの部分なんです。

【遠藤公文書館長】 はい。まず一点目は修復の関係なんです。館の中で本当に簡単な繕いや表紙を変えたりというのはやっているのですが、本格的な修復となるとかなり費用のかかる問題になるんですね。何年前に予算を措置されて3冊ほど修復したんですが、1冊あたり20万円くらいかかっているんですね。60万くらいの予算で3冊くらいしかできないと。

そういうことで、内容が毀損されないように、それを残すためにはデジタル化なりで、複製物を作っていくほうがいいんじゃないかということでそれを優先していこうと、それがひとつの考え方になっています。

索引目次なんですけど、これまでかなり作成しておりまして、10万冊近くのものについてはできているんですが、全部で14万冊ありますし、それを目録的に見れるようにするには、確認なりチェック要するという状況なんですね。

今の体制の中で、非常に一般の利用請求の申し出が増えてまして、今年、もうすでに700件ぐらいあるんですが、それを今の中でやるのがほぼ精一杯の状況になってまして、今まで空いた時間に索引目次を作成しというような現状があったんですが、それもなかなか非常にたくさんの利用がございまして、その審査に追われているという中ですので、明確に計画をたてて、何冊を目標にと、そこまでできればいいんですが、ちょっと今、そこまで出来ない状況で、抽象的な表現にならざるを得ないということでございます。

【澤井委員長】 利用請求を受けているというのは、大変ありがたいことですね。

【澤井委員長】 他にいかがでしょうか。

【安竹委員】 よろしいでしょうか。最初は大変かもしれませんが、例えばここにも書かれていますけど、利用請求の多いものからデジタル化をして、お越しになった市民の方に、すみませんがディスプレイでお願いしますというような形を進めた方がひょっとしたらいいかもしれません。

おそらく、資料のためにも、壊れていくスピードがだいぶ違うし、何からデジタル化を進めていくか、ということについては、公開を考えて、とはいえ、いきなりネットで見るというのはなかなか大変ですから、最初はここにきてみてもらう、こんどは複製が必要となった時はどうするんだとか、いろいろクリアしないといけないことがたくさんありそうな気がするんですが、そういうところから手を付けられたらいいのでは。

例えば、私は大学史の資料室の室長をしているのですが、ここよりもっと小さな組織なんですけど、その資料室でもデジタル化を始めようとしているのですが、何から始めたのかということ、やはり一番見たくなる、例えば、利用申請の多い卒業アルバムや市大新聞や商大新聞というのがあるんですが、それらが比較的閲覧希望が多いです。

一枚一枚、大きな新聞紙が入るようなファイルには入れてあるのですが、それでもやはり折れたり、割れたりしますので、そういうのからデジタル化しようと考えている。

できれば、利用の頻度の高いものから実施していただけたらいいなと思います。ひいては、見てもらえますということ、ある程度外に発信することで、人や予算的な措置をしていただけたらいいと思いますね。

【澤井委員長】 限られたリソースの中で「何を何から」というのは大事な論点だと思います。

【上田委員】 今のお話で、やはりデジタル化というのが優先されることだと理解できました。

【澤井委員長】 他はいかがでしょうか。

【澤井委員長】 それでは、3つの議題につきまして、事務局から用意されたものは以上でございます。

せっかくの機会ですので、委員のみなさまからなにかありましたら。

【小西委員】 デジタル化の関連で、図面とか、工事図面や土木、水道などの図面集とかは、こちらの公文書にはきていませんか。

というのは、デジタル化の対象に工事図面を含めると、災害時に原図面を探し出すとか、迅速な復旧ができた、できなかったというのが被災地であったんですね。デジタルアーカイブ市全体で考えるときに、防災の観点からという部分も若干あるんじゃないかなと思ひまして。

公文書と関わるかはわからないのですが、建築局からそういった工事図面等があれば、重要な資料ではないかなと思ひます。意見です。

【今中次席調査員】 確かに、設計図面はございます。しかし、「いつ」というところが、始めの設計なのか、最終のものなのかがわからず、専門家でないといけないんです。

利用請求のあったものでも、駅舎、地下鉄の駅の構内図面もあるんですが、どこをターゲットにされているかになるんですね。その時代時代で。

【小西委員】 原局が持っているということですか。

【今中次席調査員】 特定歴史公文書になっているので、公文書館にあります。あと、原局の方が、業務上利用で実際にたくさん見に来ます。

【安竹委員】 別の側面から、今のご意見に賛成です。

古い設計図は、青焼きの設計図が大半だと思います。おそらく簿冊に綴じ込んでいるのが大半だと思うので、これをひらけるとどんどん破れていくというのと青焼きですから色が消えていくんですね。

【今中次席調査員】 それと複製をコピーするのとともに、公文書館のコピー機は平面のものしかありませんので、上からおおきな写真を撮ってという方法しか対応しにくいのかなと思ひます。

【安竹委員】 利用する方も、例えば細かいところを拡大して見たいなど、却ってデジタル化しておいたほうが。

【遠藤公文書館長】 いま、緊急に対応しないといけないのは、まさにそれなんですね。おっしゃるとおり青焼きの図面が綴じ込まれていると。

それを利用する際に開けて、コピーするだけでも破損する可能性がある。そのためには少なくとも部分的にでもカメラで撮影して、利用いただけるようにと、ほんとに今急がれるところなんです。

図面となれば、現に生きている建築物については、現用ということで、マイクロフィルムで残していると思うんです。

【今中次席調査員】 各局でデータ化しているものもございます。

【安竹委員】 そういうものは、もらえないのですか。

【今中次席調査員】 もらえないというよりも、歴史公文書として引き継の対象の簿冊になるかどうかなんです。

引き継ぎの対象となっても、今度はデータでどう引き継ぐという形で、今度は、サーバーの中でどう保存していくかという問題もあります。

いまは、ほぼ現用の簿冊になっていますので、引き継ぎ対象にはなっていないですね。

【安竹委員】 なんとなく、ちょっとだけ二度手間のような気もしないでもないですね。

撮影していて、データであるんだったら、公文書館に融通してもらえないかっていうことで、いろんな部分で節約ができるんじゃないでしょうか。

【上田委員】 同じ意見です。厳密に簿冊にはまるかどうかというよりは、ルールを作ったら二度手間というか、お金もかかるものではないですし、デジタル化を推進するうえで効率的だと思います。

【金井委員】 まったく違う観点からですが、デジタル化を行う場合というのは、業者に出すんですよね。

【遠藤公文書館長】 予算措置ができれば、業者に出してデジタル化するというのを考えたいんですが。

【金井委員】 予算措置ができない場合は、所内で実施しているということですか。

【遠藤公文書館長】 所内でも中々むづかしいんです。

緊急に対応しないといけないのが、利用の時に、そういう図面などをどうやって利用するかということで、デジタルカメラを購入することになっているんですが、職員で対応することとなっています。

【金井委員】 職員でデジタル化を実施されているんですか。

【今中次席調査員】 あと、利用制限をしないといけない部分が、なかなか簡単に委託業者に出すことが難しいんです。

【金井委員】 データベースが進んでいるところは、委託を出してデジタル化していく業者が結構たくさんあるんですけども、そういうわけにはいかないんですよね。

【今中次席調査員】 公文書館の行政刊行物から図書館の本と同じ状況でしたら、デジタル化してみてもらうことは可能ですが、歴史公文書の簿冊で利用制限をかけないといけないものについては非常にむづかしい問題が残ります。

【澤井委員長】 他にいかがでしょうか

【澤井委員長】 それではご意見は以上のようなのですが、事務局からなにかありますでしょうか

【高畑行政課長代理】 特にありません。

【澤井委員長】 それでは、第10回公文書管理委員会を閉会します。
おつかれさまでした。